

ー 協定締結に先立つ事前調査のご協力のお願い ー

添付資料

調査目的

改正感染症法(R4.12公布)に基づき、都道府県が保険薬局と感染症対応に係る医療措置協定を締結(R6.3予定)するに当たっての事前の意向確認です。

協定締結までの流れ



※1 意向調査の結果及び人口規模・圏域でのバランス等を考慮の上、協議を予定

※2 保険薬局名や協定締結の内容を公表(感染症法規定に基づく)

調査期間

調査が届いた日から **7月14日(金)18時** まで

調査内容

自宅療養者等への服薬指導等の可否

対象: 自宅療養者/宿泊療養者/高齢者施設等

項目: ①電話、オンライン、訪問による服薬指導の可否
②薬剤等の配送の可否

※協定締結した保険薬局においては、感染対策を適切に実施

※上記の他、個人防護具(医療機関が物資を購入して保管、備蓄物資を順次取り崩して一般医療で使用を推奨)の備蓄を行う場合、その旨を併せてご回答ください(任意)。

※新型コロナ対応における実績がある医療機関におかれましては、実績を踏まえた回答をお願いします。

【参考】

■対応する新興感染症について

- ・ 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限り)及び新感染症
- ・ これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭に取る

■予算措置について

一定期間経過後、補助金・診療報酬で対応(厚生労働大臣が決定)

申請・回答方法

『大阪府行政オンラインシステム』により回答をお願いします(依頼文裏面の調査様式をご確認の上、システムに入力いただくと、スムーズなご回答が可能です)。



【大阪府行政オンラインシステム】

<URL> <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



システムで調査への回答を行うにはアカウントの作成が必要です。
アカウント作成方法、ログイン方法、回答方法等は裏面を参照してください。

©2014 大阪府もずやん



大阪府行政オンラインシステムの使用法(簡易版)

【URL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

1.「大阪府行政オンラインシステム」のログインを行ってください。

ログインに必要なアカウント(利用者 ID・パスワード)がない方は、新規登録※を行ってください。

※他の補助事業等で本システムを利用したことのある方は、アカウントをお持ちです。

ただし、「個人として登録」したアカウントは本申請手続きには使用できません。

どちらかをクリック



2. ①「手続き一覧（事業者向け）」をクリックし、②キーワード検索で「医療措置協定」と検索してください。

③「【●●●●】感染症法に基づく医療措置協定にかかる事前調査」のうち、該当する種別

【病院／診療所／薬局／訪問看護事業所】をクリックし、調査の回答フォームに進んでください。

※種別によって必要な回答項目等が異なりますので、必ず該当の種別を選択してください。

※回答を途中で中断する際は、「あとで申請する」で回答状況を保存できます。



お問い合わせ先

TEL 06-7178-3567

(土曜日・日曜日・祝日含む午前8時から午後9時まで)